

令和7年度の事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、施設から排出される排出ガス等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を本市に報告することが義務付けられています。

1 大気基準適用施設測定結果の概要

- (1) 本市清掃工場
対象となる3工場6施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小 0、最大 0.0025(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。
- (2) 本市清掃工場を除く廃棄物焼却炉
対象となる15施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小 0.00000024、最大4.0(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。
- (3) アルミニウム合金製造施設
対象となる2施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小 0.00041、最大 0.0012(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。

2 水質基準対象施設測定結果の概要

対象となる下水処理場4事業場の排水濃度は最小 0.00013、最大 0.023(pg-TEQ/L)で、いずれも排出基準内でした。

3 各事業所の測定結果

(1) 大気基準適用施設【特定施設の種類:廃棄物焼却炉】

	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)※1		燃え殻 (ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん (ng-TEQ/g)※1※2		備考
				試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	
1 (1)	広島市中工場	中区南吉島一丁目5-1	0.1	R8.1.14	0	R7.4.1 R7.5.2 R7.6.13 R7.7.17 R7.8.27 R7.10.8 R7.11.20 R8.1.9	0.0071 0.00024 0.0027 0.0017 0.0088 0.011 0.0018 0.0034	R7.4.1 R7.8.27 R7.10.8 R7.11.20 R8.1.9	0.24 0.59 0.52 0.45 0.29	1号炉
			0.1	R7.4.14	0					2号炉
			0.1	R7.10.21	0					
	広島市安佐南工場焼却施設	安佐南区伴北四丁目3990	0.1	R7.8.4	0.00000012	R7/5/23 R7/6/6 R7/7/14 R7/8/29 R7/10/27 R7/12/1 R8/1/13 R8/2/24	0.0000034 0.0000033 0 0.00000012 0.00000015 0 0 0	R7/7/14 R7/12/1 R8/2/24	0.13 0.21 0.16	1号炉
			0.1	R7.8.5	0.000000090					
	広島市安佐北工場	安佐北区可部町大字中島1460-1	1	R7.8.21 R8.1.14	0.0025 0.00084	R7.8.20 R8.1.13	0.00015 0.000099	R7.8.20 R8.1.13	0.089 0.090	2号炉
	株式会社センタークリーナー出島工場	南区出島一丁目20-3	10	R8.3.13	0.85	R8.3.13	0.00000018	R8.3.13	2.0	
	広島市西部水資源再生センター	西区扇一丁目1-1	5	R7.6.5	0.00000024	R7.5.15	0.0039	R7.7.2	0	1系
			5	R7.7.23	0.00000036	R7.6.25	0.0039			2系
	株式会社曾我工業	西区山田町甲27	10	R7.12.22	0.99	R8.2.20	0.0020	R8.2.20	0.096	
	三和工業株式会社	安佐北区安佐町後山570-1	10	R7.11.17	0.0010	R7.11.17	0.00023	R7.11.17	0.0092	
	銜秀知産業	安佐北区安佐町小河内字上堂原4759	5	R7.11.7	2.9	R8.1.8	0.0017	/		
	広島市安佐動物公園	安佐北区安佐町大字動物園	10	R7.9.25	0.31	R7.9.26	0.00021	R7.9.26	0.046	
	串井木材株式会社	安佐北区可部南五丁目7	5	R7.12.12	0.00000032	R7.12.15	0.00000016	R7.12.15	0.0000020	
	有限会社ホクブ	安佐北区可部町大字今井田字観音谷371-6	10	R7.11.18	4.0	R7.12.23	0.79	/		
1 (2)	株式会社山陽レック	安佐北区大林町字人甲6-1	1	R7.9.1	0.32	R7.12.1	1.8	R7.12.29	0.76	1号炉
			1	R7.5.26	0.46	R7.11.30	2.3	R7.11.30	1.5	2号炉
	東洋合成株式会社	安佐北区白木町大字志路字松ヶ平1356	5	R8.3.13	0.48	R7.9.2	0.65	R7.9.2	0.68	
	株式会社カンサイ本社工場	佐伯区五日市町大字石内460	10	R7.11.18	0.11	R7.11.18	0.063	R7.11.18	1.7	焼却炉
			10	R7.11.14	0.0016	R7.11.14	0.0057	R7.11.14	1.9	ローリーキルン
	平和実業株式会社	佐伯区五日市町大字石内字石原2046番1	10	R7.11.11	0.061	R7.11.11	0	R7.11.11	0.053	

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)※1		燃え殻 (ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん (ng-TEQ/g)※1※2		備考
			試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	
有限会社藤田資材	安佐北区口田南五丁目 665	5							休止中
広島市旭町水資源再生 センター	南区宇品東四丁目2-27	5	-	-	-	-	-	-	休止中
カ山総合建設株式会社	西区古江西町21-27	10	-	-	-	-	-	-	休止中
戸山カンツリークラブ	安佐南区沼田町大字阿戸 字城山1568-1	10	-	-	-	-	-	-	休止中
動物管理センター可部 焼却場	安佐北区大林町184-1	10	-	-	-	-	-	-	休止中
株式会社誠斗建設(旧 南原運送有限会社)	安佐北区狩留家町617-19	5	-	-	-	-	-	-	休止中
エコラウンド(株)環境事 業所	佐伯区五日市町大字石内 2045	5	-	-	-	-	-	-	休止中
オオノ開発 広島事業 所	安佐北区大林町字人甲87	1	-	-	-	-	-	-	廃止済 (R8.3)

(2) 大気基準適用施設【特定施設の種類のアルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
1 - (3) 広島アルミニウム工業(株) 可部工場	安佐北区大林四丁目1-1	1	R7.7.10	0.0012	溶解炉
		5	R7.7.11	0.00041	乾燥炉

(3) 水質基準対象施設【特定施設の種類の下水道終末処理施設】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	水質排水基準 (pg-TEQ/L)	排水 (pg-TEQ/L)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
広島市江波水資源再生 センター	中区江波西一丁目15-54	10	R7.8.4	0.023	
広島市旭町水資源再生 センター	南区宇品東四丁目2-27	10	R7.8.19	0.00051	
2 太田川流域下水道東部 浄化センター	南区向洋沖町1-1	10	R7.10.2	0.00013	
広島市西部水資源再生 センター	西区扇一丁目1-1	10	R7.8.19	0.00068	

※1 表中の「-」は自主測定義務のないものを示します。

〔TEQとは、ダイオキシン類の各異性体濃度を、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDに換算して合計していることを示します。〕

※2 燃え殻、ばいじんの基準は3 ng-TEQ/g

単位について

[1 ng(ナノグラム)=10億分の1 g]

[1 pg(ピコグラム)=1兆分の1 g]